

HPCI 戦略プログラム分野1「予測する生命科学・医療および創薬基盤」  
SCLS 計算機システム利用規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

平成 25 年 6 月 1 日改正

平成 26 年 2 月 3 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、HPCI 戦略プログラム分野1「予測する生命科学・医療および創薬基盤」(以下、HPCI 戦略分野1) が管理・運営する SCLS 計算機システムの利用について、必要な事項を定める。

(利用目的)

第 2 条 SCLS 計算機システムの利用は、生命科学の研究と教育を促進し、国民の医療・福祉の向上を目的とする。

(利用資格者)

第 3 条 次のいずれかに該当する生命科学研究者・技術者の方が、SCLS 計算機システム利用公募委員会の審査を得て、利用できる。なお、国内居住者に限る(外国籍の国内居住者は経済産業省安全保障輸出管理、および米国の再輸出規制に基づき、該否判定を通過した者とする)。

- ・大学院、大学、高等専門学校および大学共同利用機関の教職員および学生
- ・中央省庁所管の独立行政法人に所属し、専ら研究に従事する者
- ・学術研究を目的とする国または自治体が所轄する機関に所属し、専ら研究に従事する者
- ・科学研究補助金等の交付を受けて学術研究を行う者
- ・生命科学に関連する民間企業(医療機関、医療機器開発企業、製薬企業など)に所属する研究者、技術者
- ・上記に該当する者が、所属する機関との契約により共同研究に研究分担者として参加し、専ら研究に従事する者
- ・前各号のほか、特に SCLS 計算機システム利用公募委員会が適当と認めた者

(利用申込)

第 4 条 SCLS 計算機システムを利用しようとするものは、HPCI 戦略分野1内に設置される SCLS 計算機システム利用公募委員会に所定の利用申し込みを行うものとする。

2 SCLS 計算機システム利用公募委員会は、申し込み状況に応じて、利用申し込みの受付を停止できる。

(利用承認)

第 5 条 前条の利用申し込みを受け、SCLS 計算機システム利用公募委員会が審査し、利用を認めるときは、これを承認し、承認された者(以下「利用者」という。)に利用者番号及びアカウント(ユーザ ID)を付して「利用登録のお知らせ」を発行するものとする。

(利用者番号の有効期間)

第 6 条 前条の利用者番号の有効期間は、1 年以内とする。

(利用者番号の転用等禁止)

第 7 条 利用者は、利用者番号及びアカウントを適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用者番号及びアカウントを第 2 条に規定する利用目的以外のために利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用者の義務)

第 8 条 利用者は、SCLS 計算機システムの利用に当たっては、本規程を順守しなければならない。

(届出)

第 9 条 利用者は、利用者番号及びアカウントの有効期間内において第 4 条の申込内容に変更が生じたときは、速やかに SCLS 計算機システム利用公募委員会に届け出なければならない。

(利用承認の取消し等)

第 10 条 SCLS 計算機システム利用公募委員会は、SCLS 計算機システムの運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合、利用者に利用方法の改善を指示することができる。

2 SCLS 計算機システム利用公募委員会は、SCLS 計算機システムの利用承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

一 第 2 条に規定する利用目的以外に計算機システムを利用したとき

二 第 3 条の利用資格を喪失したとき

三 SCLS 計算機システムの正常な運用に支障をきたすおそれが生じたとき

(報告書の提出等)

第 11 条 SCLS 計算機システム利用公募委員会は、利用者に対し、SCLS 計算機システムを利用した結果又は経過の報告を求められることができる。利用者は、報告を求められた場合は、SCLS 計算機システム利用公募委員会に報告するものとする。

2 利用者は、SCLS 計算機システムの利用による研究等の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に SCLS 計算機システムを利用した旨を明記しなければならない。

3 報告書は、原則として公開とし HPCI 戦略分野 1 の広報等の用に供することができるものとする。ただし、利用者の申出により最大 1 年間公開を延長することができる。

4 HPCI 戦略分野 1 は、予め書面による承諾を得ない限り、SCLS 計算機システムの利用の報告に際して知り得た利用者の研究上、技術上その他の秘密とすべき情報を厳格に取り扱い、SCLS 計算機システムの運用上の目的以外には利用してはならない。

(免責事項)

第 12 条 HPCI 戦略分野 1 は、利用者に SCLS 計算機システムを安定提供できるよう努力するが、利用者が SCLS 計算機システムを利用したことにより被った損害、その他 SCLS 計算機システムに関連して被った損害について一切の責任及び負担を負わない。

第 13 条 HPCI 戦略分野 1 は、利用者の承諾を得ることなく、利用規程を変更することができる。

(利用の制限)

第 14 条 SCLS 計算機システム利用公募委員会は、利用者への予告なしに SCLS 計算機システムを停止することができる。

2 HPCI 戦略分野 1 は SCLS 計算機システムの安定運用を目的に、次の各号にあげる処置を予告なしに実施できる。

一 利用者のアカウントを第三者が利用していることが疑われるとき、アカウントを一時停止できる。

二 SCLS 計算機システムに過負荷を与える恐れがあるプロセスが実行されているとき、該当プロセスを一時停止、又は停止することができる。

三 その他、SCLS 計算機システムの安定運用を維持するための処置。

(倫理審査を要する研究に関する条件)

第 15 条 利用者は、SCLS 計算機システムで倫理審査を要する研究のデータの保存、解析等を行う場合は、そのデータを SCLS 計算機システムに置き、保存、解析等を SCLS 計算機システムで行うことに関して、利用者が所属する機関の所定の倫理審査の手続きを経て、その承認を得た上で実施する。

(補則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、SCLS 計算機システムの利用に関し必要な事項は、SCLS 計算機システム利用公募委員会が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 1 日)

改正後第 3 条の規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 3 日)

改正後第 15 条の規定は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。